

財形融資の論点

I 当面の課題（制度改善事項）

1 財形融資の実施主体

財形融資は、原則として、転貸融資（事業主に対して社内融資資金を提供する融資）を受けることができる勤労者については独立行政法人雇用・能力開発機構を通じて、また、転貸融資を受けることができない勤労者については住宅金融公庫、沖縄振興開発公庫、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合を通じて勤労者に対して直接融資を実施している。

- （１）労働保険特別会計については、現在、見直しが進められており、その一環として、独立行政法人の業務についても見直しが進められている。今後、雇用・能力開発機構にも見直しが求められることが想定されるが、どのように対処すべきか。仮に、雇用・能力開発機構等で実施できないこととなった場合には、財形融資の実施主体はどのようにすべきか。
- （２）また、現在、財形融資は、転貸融資と直接融資とに分けて複数の実施主体において融資を行っているが、業務の効率化等の観点からこれをどう考えるか。

2 財形融資の資金調達方法

財形融資の資金調達は、財形貯蓄の還元融資として実施しており、雇用・能力開発機構等は各財形貯蓄取扱機関から資金調達を行って融資をしている。その際、雇用・能力開発機構等から協力を求められたときは各財形貯蓄取扱機関には財形貯蓄残高の1/3までについて応諾義務が課されており、雇用・能力開発機構等はこの義務に基づいて資金調達を行っている。

近年の金利低下の継続により、民間金融機関から好条件の融資が提供される中、現行の資金調達方法では、財形融資の魅力が低下するとともに、公的機関に求められている透明性の確保に支障が生じている。

今後は、現行よりも低利で資金調達し、財形融資の魅力を高めるとともに、資金調達方法を競争性、透明性の高い方法に改善する必要があると考えられるが、どうか。

3 事業主による負担軽減措置の取扱い

勤労者が財形持家融資を受けるためには、財形制度の原則の1つである「三者協力の原則」の具体化として事業主による勤労者に対する負担軽減措置（最初の5年間に

ついて1%利子補給又は年3万円の住宅手当の支給)が要件とされている。

しかしながら、次のような問題点が生じてきている。

- ① 国家公務員の住宅手当は基本的に廃止の方向で対処することとされており、これが廃止された場合には、事業主としての負担軽減措置がなくなることから、国家公務員は財形融資を受けることができなくなることとなる。
- ② 現状でも、この要件を満たさないために財形貯蓄を行っているにもかかわらず融資を受けられない勤労者も見られる。

他方、「三者協力の原則」の具体化として国による事務費の国庫補助と貸付金利が3%以上となった場合の利子補給制度があるが、事業主による勤労者の負担軽減措置の要件を緩和とした場合には、国による事務費の国庫補助と利子補給の縮小も求められる可能性があると考えられるが、どうか。

このような状況を踏まえて、事業主による勤労者の負担軽減措置の取扱いをどのようにすべきか。

4 財形融資の対象とする資金

現行の財形制度は勤労者の「財産形成」を目的としていることから、財形融資制度は、勤労者の「財産形成」に資する「住宅」及び「教育」に限って融資の対象としている。

(1) 財形融資制度の融資メニュー

社会保障制度の改革、企業の福利厚生の縮小により勤労者の自助努力がより一層求められるようになってきていることから、勤労者が安定した充実した生活をおくることができるようにするために、勤労者生活の各ライフステージの節目ごとに相当程度の支出が必要となる資金面の支援を行うことの必要性が高まってきている。

他方で、政策金融の見直し・縮小が進められる中で、財形融資のメニューについても、民間金融を補完するものとして見直しが求められると考えられるが、どうか。

このような中で、現行の融資メニューをどのようにすべきか。

(資金需要の具体例)

- ① 育児・出産資金
- ② 介護資金
- ③ 自己啓発資金
- ④ 老後生活資金(リバースモーゲージ)

(2) 財形持家分譲融資、共同社宅用住宅融資、多目的住宅融資

財形持家分譲融資の新規貸付実績は近年激減し平成15年と16年は0件、共同社宅住宅融資は平成3年の制度創設以来実績は0件であり、また、多目的住宅融資も直近10年間は10~50件程度の実績で推移するなどニーズが少ない状況にある。

今後、これらの制度の取扱いをどのようにすべきか。

Ⅱ 将来的な課題（制度基本事項）

1 財形融資制度の必要性

財形融資制度は、勤労者の「財産形成」の支援を目的に任意加入である財形貯蓄の還元融資として実施するものであるが、現在、民間金融機関において住宅や教育等の個人向け融資が幅広く行われるようになっている。

また、政策金融の見直しが進められる中で、財形融資制度についても、民間金融を補完するものとして見直していくことが求められる可能性がある。

（１）財形持家融資

政府の住宅政策としては、新規住宅の取得の支援から、民間金融機関の住宅ローンの活用等を基本とした新たな政策への転換を行うこととされている。具体的には、住宅金融公庫は、平成１９年度から新たな独立行政法人となり、住宅融資は災害関連、都市居住再生等の民間では困難なものに限定して行うこととされており、また、年金住宅融資も１７年度末で廃止することとされている。

他方で、財形持家融資は、財形制度の原則の１つである「三者協力の原則」の具体化として、①勤労者の継続的な貯蓄の奨励、②事業主の負担軽減措置、③事務費の国庫補助と貸付金利が３％以上となった場合の利子補給が行われることとなっており、住宅金融公庫等の融資とは性格を異にするものとなっている。

このような中で、財形持家融資の将来における意義・必要性をどのように考えるか。

（２）財形教育融資

国民生活金融公庫の教育融資についても政策金融改革の一環として見直しが予定されている。

他方で、財形教育融資は、財形制度の原則の１つである「三者協力の原則」の具体化として、①勤労者の継続的な貯蓄の奨励、②事務費の一部国庫補助が行われることとなっており、これらの制度とは性格を異にするものとなっている。

このような中で、財形教育融資の将来における意義・必要性をどのように考えるか。

（３）勤労者の資金需要への新たな支援方法

勤労者生活の各ライフステージの節目ごとに相当程度の支出が必要となる勤労者の資金需要については、民間金融を補完する方法で支援することとした場合、将来的には、どのような支援方法があるか。